

千葉県告示第681号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和5年8月14日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
てあてるの芽千葉あすみが丘 千葉県千葉市緑区あすみが丘1-20-1	株式会社テアテル 大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-15 代表取締役 大野 雄大	令和5年 7月31日	1250101894	児童発達支援・放課後等デイサービス